

○乗組手当の支給される支援船の指定について

昭和46年10月 4 日

海幕厚第5252号

改正 平成11年 1 月26日海幕厚生第336号

平成19年 1 月 9 日海幕厚 第113号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第3条の3第1項第2号に基づき、乗組手当の支給される支援船は、海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達（昭和38年海上自衛隊達第109号）別表に掲げる支援船であるので了知されたい。

なお、海幕厚第6138号（37.10.22）は廃止する。